

令和8年度裾野市農業委員会6月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日(水) 午後1時30分から午後2時00分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 原 義則 書記 勝又元美 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	勝又 直美	4	勝又 和一
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第 8号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて
- (4) 議第 8号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第 9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和8年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、3番 勝又直美委員、4番 勝又和一委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第7号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第8号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて
番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第8号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて 番号
1～2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第8号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第8号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第8号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地の現況は、休耕地となっています。

面積は、449㎡のうち219㎡です。

申請者は、ペットのためのトリミングサロンの経営にあたり、出張によるトリミングサービスの需要が高まっており、トレーラーハウスを駐車したく、申請地を駐車場敷地として整備する計画を立て、申請に至ったものです。

トレーラーハウスについては建築物か否かの判断について、①車検が有効であること②土地へ固着されていないこと③トレーラーハウスが出入りするための進路がふさがれていないこと、加えて今後、申請者が実際にトレーラーハウスにて移動を行うことから、建築物に該当しないことを都市計画課に確認しています。

農地区分は第2種農地に区分され代替性の検討が必要ですが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ありません。

建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であること、駐車場の利用方法も明らかにされていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、西側は申請者の宅地、東側と南側は残地の農地に接しています。

敷地内は碎石敷とし、進入部は舗装の上、スロープを設置します。雨水は自然浸透で処理します。

以上のことから周辺農地への影響は少ないかと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の議第8号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は、田となっています。

渡人は、令和5年に申請地を相続しましたが、面積が広く、全面的な維持管理に苦慮しておりました。

受人は、全国で太陽光発電事業を行っている法人です。

今回、渡人から受人に土地の買収について相談があり、合意し、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。

また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側は原野、西側は農地、東側は道路、南側は宅地及び農地に接しています。

雨水については、敷地内自然浸透です。申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。汚水・雑排水はありません。

除草対策については、年に2回草刈りを行い、苦情等があった際は別途対応することです。

周囲にはフェンスを設置し、施設に立ち入りができないよう対策します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただ今の議第9号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員

現況が田となっているので水路があると思うが、下流の水田に影響はないか。

事務局

水路はいじらなく、また排水もないため、影響はないと考えています。

西島則夫委員

残りの農地は何に使うのか。

事務局

所有者が農地として使う予定です。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第9号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和8年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和8年6月10日（会議録署名人）

3番署名人

勝又直美

4番署名人

勝又和一